

令和8年度「未来を創るこどものチャレンジ事業

（中学生海外派遣事業）」

公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月

米子市教育委員会事務局学校教育課

1 趣旨

市内中学生をオーストラリアに派遣し、ホームステイや現地学校との交流を通して、生活習慣や価値観の違いに気づき、異文化や背景の異なる人を尊重し、共生する態度を養う。また、自ら考え行動する自主性、感じたこと、学んだことを主体的に英語で表現する力を育成する。さらに、現地の文化を知ること、ふるさとである日本や米子に目を向け、その良さに気づき、ふるさとのために行動しようとする意欲を高めていく。

この実施要領では、趣旨に基づき本業務を遂行するにあたり、公募型プロポーザルにより専門的な知識及び経験をもとに技術的に最適な者を特定するため必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

(1) 業務名

令和8年度「未来を創るこどものチャレンジ事業（中学生海外派遣事業）」業務

(2) 業務内容

別紙「業務仕様書（案）」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限額

ア 提案上限額

14,494千円（消費税及び地方消費税を含まない。）

※パスポート申請に係る費用、現地通信費、海外保険料は含めない。

※上記金額は企画内容の規模を示すもので、契約時の予定価格ではないことに留意すること。

イ 提案金額は、この上限額を超えてはならない。

提案金額が見積限度額を超過した場合は失格とする。

(5) 契約方法

業務委託契約とする。

(6) 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札参加資格を有しない者でないこと。

イ 「令和8年度「未来を創るこどものチャレンジ事業（中学生海外派遣事業）」に係る仕様書」に基づく業務を確実に履行できる見込みがあること。

ウ 過去10年以内に、自治体や教育機関で本業務と同種・類似の海外との交流業務の受注実績を有するものであること。

エ 米子市の競争入札への参加に係る指名停止措置を受けていないこと。

オ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生

法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

キ 米子市が課する税の滞納をしていない者。

ク 所管の官庁に就業規則を提出していること。

ケ 市との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 手続

(1) 担当部署

〒683-0811 鳥取県米子市錦町1丁目139番地3（ふれあいの里1階）

米子市教育委員会事務局 学校教育課

担当：山根 侑子

電話番号：0859-23-5432

電子メール：gakkyo@city.yonago.lg.jp

(2) 提出書類

ア 参加申込書

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加申込書（別記様式第1号）を作成し、電子メールにより提出すること。提出期限は、令和8年5月29日（金）午後5時までに本市にメールが到達していることを条件とする。（メールフィルターにより最大一時間程度メール受信までにタイムラグが発生することがある。）電子メールは、件名を「中学生海外派遣事業：参加申込」とし、添付ファイルの形式はPDFとして送信し、担当部署に電話にて受信確認を行うこと。

イ 企画提案書等

アの参加申込書を提出した者は、次に掲げる書類を令和8年6月5日（金）午後5時までに(1)の担当部署に持参または送付により提出すること。

- ・商業登記簿の登記事項証明書
- ・市税納税証明書（市税に未納がないことの証明書）
- ・米子市税の納税義務がない場合にあっては、市税納付に係る誓約書（別記様式第2号）
- ・役員等調書兼照会承諾書（別記様式第3号）
- ・提案書 6部

提出する書類の様式は問わないが、次の項目に沿って作成すること。

日本工業規格A列4番縦の用紙に横書きとし、左とじでそれぞれ製本すること。

ア 会社概要及び経営理念

イ ①業務実施方針

②業務の実施内容

③行程計画

- ④現地における事業体制
- ⑤緊急時対応・危機管理体制

ウ 見積書

様式は問わないが、内訳を示すこと。

ウ 参加辞退

参加申込を行った後、企画提案参加を辞退する者は、辞退届（別記様式4号）を電子メールにより提出すること。電子メールは、件名を「中学生海外派遣事業：参加辞退」とし、添付ファイルの形式はPDFとして送信し、担当部署に電話にて受信確認を行うこと。

(3) 質問の方法

質問は、簡潔にまとめ、(1)の担当部署へ電子メールにより提出すること。

ア 件名を「中学生海外派遣事業：(質問)」とし、令和8年5月15日(金)午後5時までに本市にメールが到達していることを条件とする。(メールフィルターにより最大一時間程度メール受信までにタイムラグが発生することがある。)

イ 回答は、全ての参加有資格者に対し、令和8年5月22日(金)午後5時までに電子メールで回答する。

(4) 審査方法等

ア 第1次審査

- ・参加申込者が3者を超えた場合に実施し、その結果により3者を選出する。なお、参加申込者が3者を超えない場合は、参加資格を有する者全てを選出する。
- ・参加申込者が3者を超えた場合は、第1次審査の結果について、令和8年6月15日(月)に全ての提案書提出者へ電子メールで通知する。第1次審査合格者については、第2次審査実施日時等を併せて通知する。
- ・参加申込者が3者を超えない場合は、第2次審査実施日時等について、令和8年6月12日(金)に全ての提案書提出者へ電子メールで通知する。

イ 第2次審査

- ・プレゼンテーション及び審査要領

提出された企画提案書等をもとにプレゼンテーションを実施し、評価要領により審査する。

①実施予定日：令和8年6月24日(水) ※詳細は別途連絡する。

②実施場所：ふれあいの里4階

③実施方法：対面でのプレゼンテーション

④出席者：本業務を受託した場合の主担当者を含む3名以内とする。

⑤時間：提案内容のプレゼンテーション(20分以内)、質疑応答(10分程度)の合計30分程度を予定。

※プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とする。

⑥注意事項：プレゼンテーション用のデータが入ったパソコンを使用する場合は持参すること。プロジェクター、モニター、及び接続ケーブル(HDMI)は事務局が用意する。

・最優秀提案者の選定と実務交渉

提出された企画提案書審査とプレゼンテーション審査により、最も高い点数を得た提案者を最優秀提案者として選定し、当該提案者と実契約に向けた交渉を開始する。

・審査結果の送付

第2次審査の結果については、令和8年7月の第1週頃に第2次審査対象者へ文書で通知する。

4 契約締結の交渉及び契約締結

- (1) 第2次審査の結果、最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。この交渉が不調となったときは、第2次審査で順位付けを行った優秀提案者の中で上位の者から順に契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約締結の交渉における業務内容は、提案を尊重するが、必ずしも提案どおり実施するものではなく、詳細な事項については、改めて提示するものとする。

5 日程

(1) 参加申込者が3者を超える場合

質問書提出期限	令和8年	5月15日(金)	午後5時
質問最終回答日時	令和8年	5月22日(金)	午後5時
参加申込書提出期限	令和8年	5月29日(金)	午後5時
企画提案書等提出期限	令和8年	6月5日(金)	午後5時
第1次審査結果通知	令和8年	6月15日(月)	
第2次プレゼンテーション	令和8年	6月24日(水)	
第2次審査結果送付	令和8年	7月第1週頃	

(2) 参加申込者が3者を超えない場合

質問書提出期限	令和8年	5月15日(金)	午後5時
質問最終回答日時	令和8年	5月22日(金)	午後5時
参加申込書提出期限	令和8年	5月29日(金)	午後5時
企画提案書等提出期限	令和8年	6月5日(金)	午後5時
第2次プレゼンテーション	令和8年	6月24日(水)	
第2次審査結果送付	令和8年	7月第1週頃	

6 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る提案書等の作成及び提出等に要する費用は参加希望者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外の目的に提出者に無断で使用しない。
- (3) 本プロポーザルの提案書等の作成のために米子市から受領した資料等は、米子市の了承なく公表し、又は使用してはならない。
- (4) 提出された提案書等は、返却しない。

- (5) 提出された提案書等は、米子市が本事業に係る業務を委託する業者を選定するための資料であり、提出された提案書等に関する著作権等の主張は、認めない。